

第 3 0 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 9 番, 1 0 番)

開催期日 令和元年 1 2 月 2 5 日

第30回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年12月25日(水) 午後3時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1 番 藤 田 淳	10 番 桂 一 照
2 番 中 島 信 之	11 番 亀 田 孝
3 番 大 畠 政 勝	12 番 清 水 哲 雄
4 番 鳥 村 正 行	13 番 長谷川 誠
5 番 笹 谷 和 広	14 番 木 内 浩 一
6 番 塚 本 政 紀	15 番 田 村 俊 彦
7 番 長 尾 卓 也	16 番 川 崎 浩 彦
8 番 寺 雅 彦	17 番 小 川 信 一
9 番 平 田 善 治	18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	藤 沢 祐 之
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 59号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	議案第125号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第126号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第127号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第128号	土地の現況証明願いについて
9	議案第129号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第130号	農地のあっせんについて
11	議案第131号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第30回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

本年最後の総会となります。本年は、どの作物も総じて良かった年となりました。この後、年末懇談会も予定されています。忌憚のないご意見をよろしくお願いします。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、9番平田委員、10番桂委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。11月29日、第3回広報委員会を開催しております。12月10日から12日、令和元年度第8回栗山町議会定例会が開催され、吉田会長が出席しております。17日、令和元年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が夕張市で開催され、吉田会長、小川代理が出席しております。18日、現地調査を、塚本委員・亀田委員・木内委員で実施しております。25日、農政部会、農地部会を開催しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告59号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第59号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は3件となります。

番号1 所在 ○2丁目48番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積13,905㎡外1筆 計2筆27,659㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。
契約内容 使用貸借 契約年月日 平成23年6月30日 契約期間 平成23年6月30日から令和3年11月30日 解約通知日 令和元年11月29日 通知者 貸主 栗山町○2丁目48番地 ○○○○ 借主 栗山町○2丁目48番地 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ となっております。

番号2 所在 字○○○79番地9 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積2,008㎡外13筆 田10筆21,716㎡ 畑4筆31,944㎡ 計14筆53,660㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成30年9月21日 契約期間 平成30年9月21日から令和10年9月21日 解約通知日 令和元年12月3日 通知者 貸主 栗山町字○○○175番地 ○○○○○ 借主 栗山町字○○○175番地 ○○○○ となっております。

番号3 所在 字○○220番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積4,097㎡外2筆 計3筆9,636㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成31年3月29日 契約期間 平成31年3月29日から令和11年3月29日 解約通知日 令和元年12月12日 通知者 貸主 栗山町字○○221番地 ○○○ 借主 栗山町字○○221番地 ○○○○ となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 5 議案第 125 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 125 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 5 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇471 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 4,550 m²外 5 筆 田 4 筆 44,228 m² 畑 2 筆 3,894 m² 計 6 筆 48,122 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 24 年 12 月 28 日 契約期間 平成 24 年 12 月 28 日から令和 5 年 11 月 30 日 解約通知日 令和元年 1 月 30 日 通知者 賃貸人 〇〇〇〇町字〇〇201-12 〇〇〇〇〇外 1 名 賃借人 字〇〇〇850 番地 〇〇〇〇でございます。

番号 2 所在 字〇〇486 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 8,143 m²外 1 筆 計 2 筆 8,769 m²全筆田でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日 契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 3 年 11 月 30 日 解約通知日 令和元年 12 月 6 日 通知者 賃貸人 〇〇〇市〇〇町東 6 丁目 3-20 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇490 番地 〇〇〇〇 でございます。

番号 3 所在 字〇〇472 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 7,009 m²外 1 筆 計 2 筆 14,009 m²全筆田でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日 契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 3 年 11 月 30 日 解約通知日 令和元年 12 月 6 日 通知者 賃貸人 〇〇〇市〇〇町東 6 丁目 3-20 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇329 番地 〇〇〇〇 でございます。

番号 4 所在 字〇〇82 番地 1 の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 6,000 m²外 1 筆 計 2 筆 6,303 m²全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 23 年 2 月 28 日 契約期間 平成 23 年 2 月 28 日から令和 3 年 11 月 30 日 解約通知日 令和元年 12 月 10 日 通知者 賃貸人(受任者) 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 (委任者) 〇〇〇市〇〇〇〇7 丁目 3 番 7-407 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇188 番地 3 〇〇〇〇 でございます。

番号5 所在 字〇〇〇76番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積812㎡外6筆 田5筆30,942㎡ 畑2筆1,277㎡ 計7筆32,219㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成28年12月27日 契約期間 平成28年12月27日から令和3年11月30日 解約通知日 令和元年12月10日 通知者 賃貸人 〇〇市〇〇区〇5条西6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 賃借人 字〇〇〇175番地 〇〇〇〇 でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第125号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第125号は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第126号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、賃貸借及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は賃貸借3件、使用貸借5件でございます。

番号1 所在 〇2丁目87番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積3,946㎡1筆でございます。貸主 字〇2丁目87番地2 〇〇〇〇〇 摘要といたしまして 高齢により今後耕作することがないため申請地を貸し付けたい。借主 〇〇町〇〇〇北13番地 株式会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 摘要といたしまして 規模拡大により経営の安定化を図るために借り受けたいとなつてございます。

番号2 所在 〇2丁目48番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積13,905㎡外1筆 計2筆27,659㎡全筆畑でございます。貸主 〇2丁目48番地 〇〇〇〇 〇 摘要といたしまして 高齢により今後耕作することがないため申請地を貸し付けたい。借主 〇〇町〇〇〇北13番地 株式会社 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 摘要といたしまして 規模拡大により経営の安定化を図るために借り受けたいとなつてございます。

番号3 所在 字〇〇〇20番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積34,017㎡外9筆 田8筆158,584㎡ 畑2筆936㎡ 計10筆159,520㎡でございます。貸主 字〇〇〇25番地 〇〇〇〇〇 摘要といたしまして 営農を希望する子へ事業を継

承する為、申請地を貸し付けたい。借主 ○○市○区○○1 条 5 丁目 1-37 ○○○○ 摘要といたしまして 母から農業を継承し、自ら営農を行う為、借り受けたいとなっております。

番号 4 所在 字○○○79 番地 9 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 2,008 m²外 13 筆 田 10 筆 21,716 m² 畑 4 筆 31,944 m² 計 14 筆 53,660 m²でございます。貸主 字○○○175 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字○○○175 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号 5 所在 字○○○76 番地 2 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 1,153 m²外 28 筆 田 20 筆 107,708 m² 畑 9 筆 18,019 m² 計 29 筆 125,727 m²でございます。貸主 字○○○175 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字○○○175 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号 6 所在 字○○○771 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 47,784 m²外 5 筆 田 4 筆 143,130 m² 畑 2 筆 4,280 m² 計 6 筆 147,410 m²でございます。貸主 字○○○786 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字○○○786 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号 7 所在 字○○208 番地 3 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 9,008 m²外 53 筆 田 17 筆 65,366 m² 畑 37 筆 160,087 m² 計 54 筆 225,453 m²でございます。貸主 字○○58 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字○○58 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号 8 所在 字○○○28 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 1,632 m²外 17 筆 田 13 筆 181,540 m² 畑 5 筆 6,782 m² 計 18 筆 188,322 m²でございます。貸主 字○○○603 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主 字○○○603 番地 ○○○○ 摘要といたしまして 経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(13 番 長谷川)

番号 1 及び 2 につきまして、譲渡人の○○○○○さん、○○○○○さんにつきましては高齢であり、今後耕作することはないため、株式会社 ○○○○○さんへ賃貸するものであり問

題ないと思います。

(5 番 笹谷)

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、高齢のため農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を賃貸するものであり問題ないと思います。

(18 番 吉田)

番号4及び5番につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(6 番 塚本)

番号6番につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(16 番 川崎)

番号7番につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(7 番 長尾)

番号8番につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第126号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第126号については原案どおり決定いたします。

日程7 議案第127号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第127号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○4丁目27番地5 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 222㎡1筆でございます。所有者 ○○4丁目37番地 ○○○○○ 転用者 ○○4丁目42番地1 ○○○○ 転用目的 一般住宅建設による永久転用となっています。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第128号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(11番 亀田)

令和元年11月29日 第29回農業委員会後に提出のあった農地法第5条の転用申請に基づき、令和元年12月18日に 塚本委員、木内委員、吉川事務局長、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場の南東約0.5kmに位置する第三種農地であり、この度、申請者より一般住宅を建設したい旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願い2件につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い確認してきておりますことを申し添えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第127号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第127号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第128号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第128号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 字○○168番地65 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積

161 m²外 1 筆 計 2 筆 415 m²でございます。利用状況 宅地 所有者 栗山町字〇〇28 番地 56 〇〇〇〇 願出人 栗山町〇〇2 丁目 86 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 〇〇4 丁目 31 番地 1 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 4,796 m²外 1 筆 計 2 筆 4,997 m²でございます。利用状況 宅地 所有者 栗山町〇〇3 丁目 105 番地 3 〇〇〇外 1 名 願出人 〇〇市〇区〇23 条東 15 丁目 2-13 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明、また、先ほど現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 1 2 8 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 1 2 8 号は原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 1 2 9 号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 2 9 号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 9 件となっております。

整理番号元賃 61-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇1058 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇324 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 11 月 26 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇1063 番地 1 現況地目 田 面積 7,379 m²外 4 筆 計 5 筆 33,118 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26 日から令和 11 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 62-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 2 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 9 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇166 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 720 m²外 3 筆

計 4 筆 5,100 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26 日から令和 10 年 11 月 30 日の 8 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は施設園芸作物で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 63-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇284 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 25 番地 27 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 17 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇318 番地 1 現況地目 田 面積 7,668 m²外 1 筆 計 2 筆 11,114 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26 日から令和 6 年 11 月 30 日の 4 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 64-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇241 番地 7 〇〇〇〇 外 1 名 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇〇〇 7 丁目 3 番 7-407 〇〇〇〇 代理人 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 11 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇82 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 6,000 m²外 1 筆 計 2 筆 6,303 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26 日から令和 3 年 11 月 30 日の 1 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は施設園芸作物で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 65-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇221 番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 12 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇220 番地 1 現況地目 田 面積 4,097 m²外 2 筆 計 3 筆 9,636 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26 日から令和 12 年 11 月 30 日の 10 年 11 カ月となっております。

借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男 4 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 66-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇587 番地 〇〇〇
 〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇86 番地 〇〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令和
 元年 12 月 4 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇219 番地 1 現況地目 畑 面積
 21,597 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間
 令和元年 12 月 26 日から令和 11 年 11 月 30 日の 9 年 1 1 カ月となっております。借賃につ
 きましては 1 0 a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円
 でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口
 座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は
 種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男 4 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日
 数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま
 す。

整理番号元賃 67-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇259 番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 4 日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇323 番地 3 現況地目 畑 面積 2,621 m² 1 筆でござ
います。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 12 月 26
日から令和 11 年 11 月 30 日の 9 年 11 カ月となっております。借賃につきましては 10
a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃
の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇指定の口座に振込むものとなっ
ております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構
成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基
盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 68-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29 番地 有限会社
〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 〇
〇〇〇 申出年月日 令和元年12月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇95 番地
9 現況地目 田 面積 933 m²外 4 筆 計 5 筆 7,559 m²でございます。設定する利用権の内
容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年12月26日から令和6年11月30日の
4年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円
面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎
年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を
受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、種子馬鈴薯で、構成員は男4人で地域活動も

積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 69-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇175 番地 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1-23 公益財団法人 〇〇〇〇〇
〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 12 日 利用権を設定する土地 所在
字〇〇〇76 番地 1 現況地目 畑 面積 812 m²外 6 筆 田 5 筆 30,942 m² 畑 2 筆 1,277
m² 計 7 筆 32,219 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借
期間 令和元年 12 月 26 日から令和 3 年 10 月 30 日の 1 年 10 カ月となっております。借
賃につきましては 対価〇〇〇〇〇〇〇円に対して 賃借料〇% 諸経費〇%をそれぞれ
乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 12
月 10 日までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を
受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男 3 人女 4 人で地域活動も積極
的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。賃貸借 9 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それ
から審議したいと思います。それでは、長尾委員退席願います。

(長尾委員退席)

それでは、整理番号元賃 63-1 について審議したいと思います。

整理番号元賃 63-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 63-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 63-1 は原案どおり決定いたします。

(長尾委員着席)

次に、寺委員退席願います。

(寺委員退席)

それでは、整理番号元賃 65-1 について審議したいと思います。

整理番号元賃 65-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 65-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 65-1 は原案どおり決定いたします。

(寺委員着席)

次に、鳥村委員退席願います。

(鳥村委員退席)

それでは、整理番号元賃 66-1 について審議したいと思います。

整理番号元賃 66－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 66－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 66－1 は原案どおり決定いたします。

(鳥村委員着席)

次に、平田委員退席願います。

(平田委員退席)

それでは、整理番号元賃 67－1 について審議したいと思います。

整理番号元賃 67－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 67－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 67－1 は原案どおり決定いたします。

(平田委員着席)

それでは、ここから整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元賃 61－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 61－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 61－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 62－3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 62－3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 62－3 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 64－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 64－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 64－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 68－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 68－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 68－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 69－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 69－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 69－1 は原案どおり決定いたします。

日程１０ 議案第１３０号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第１３０号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は２件でございます。

番号１ あっせん申出者 栗山町字〇〇109 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 5 日 申出地所在 字〇〇51 番地 1 地目は公簿、現況ともに田、面積 21,940 ㎡外 6 筆 田 2 筆 24,444 ㎡ 畑 4 筆 64,515 ㎡ 雑種地 1 筆 896 ㎡ 計 7 筆 89,855 ㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第１候補に 〇〇〇〇さん、第２候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号１について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号１についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号２ あっせん申出者 〇〇〇市〇〇町東 6 丁目 3-20 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 12 月 6 日 申出地所在 字〇〇472 番地 地目は公簿、現況ともに田、面積 7,009 ㎡外 6 筆 田 4 筆 22,778 ㎡ 畑 2 筆 1,879 ㎡ 計 7 筆 24,657 ㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13番 長谷川)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として桂委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、長谷川委員、桂委員よろしくお願いします。

日程11 議案第131号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第131号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 〇〇〇〇町〇〇201番地12 〇〇〇〇〇外1名 申出年月日令和元年12月1日 申出地所在 字〇〇471番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積4,550㎡外6筆 田5筆44,592㎡ 畑2筆3,894㎡ 計7筆48,486㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。以上です。

(議 長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 131 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 131 号については原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 1 月 30 日の木曜日 午後 3 時 00 分から、現地調査につきましては 1 月 23 日の木曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 藤田委員、大畠委員、長尾委員、長谷川委員をお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後 4 時 45 分終了)